しずおか優良木材とは？

ふじのくに 森林の都 しずおか

皆さんに安全・安心な県産材を使っていただくために、品質・性能が確かな「しずおか優良木材」を提供しています。しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。品質、寸法、含水率（木材の乾燥具合）、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」（認証製品）です。

しずおか DRY S WOOD

しずおか優良木材認証マーク

しずおか優良木材製品品質規格基準（抜粋）

材種		品質基準		寸法基準	乾燥基準	強度基準
構造用製材	JAS規格甲種構造用Ⅰ相当 JAS規格甲種構造用Ⅱ相当 JAS規格乙種構造用相当	区分	基準	表示された寸法と測定した寸法との差が、下表の右欄に掲げる数値以下であること。単位：mm	含水率20%以下とする。	スギ：E70相当以上 ヒノキ：E90相当以上
		丸身	なし			
		曲り 甲種	0.2%以下			
		曲り 乙種	0.1%以下			
		その他欠点	軽微			
造作用製材	造作類 壁板類	あて及びその他の欠点が軽微であること			含水率18%以下とする。 含水率15%以下とする。	

寸法基準

区分		表示寸法との差
材辺	仕上げ	−0, +1.0
材辺	未仕上げ	−0, +2.0
材長		−0, 無制限

原材料

1. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。
2. 原木は合法性が証明されたものであること。

木質建材

1. JAS、JIS及びAQ認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。
2. ホルムアルデヒド放散量の平均値が0.3mg/L以下、最大値が0.4mg/L以下であること。
3. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。

森林認証制度とは？

森林認証制度とは、森林が持続可能性に配慮し適切に管理されているかを、第三者機関が国際基準に基づき審査、認証する制度です。認証制度内にFM認証とCoC認証の2つがあり、適切に管理されている森林を認証するのがFM認証、認証された森林から産出された木材を、適切に管理・加工していることを認証するのがCoC認証です。

3つの認証機関

FSC　PEFC　SGEC

申込・問合せ

静岡県森林組合連合会

E-mail　s-wood@s-kenmori.net
URL　http://www.s-kenmori.net/kinoie

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階
TEL.054-253-0195（土曜・日曜・祝祭日は休業）
FAX.054-253-2328

問合せ

静岡県林業振興課
TEL.054-221-2691 E-mail rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

FSC www.fsc.org　ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C018109

しずおか木使い施設推進事業

最大30万円助成！
店舗、福祉施設など、兼用住宅も対象

県産材を使った建築支援制度

静岡県森林組合連合会

「しずおか木使い施設推進事業」のご案内

◎品質の確かな「しずおか優良木材」や「JAS製品」などを使って、木造施設を新築・増改築、施設を木質化する方に助成します。

1 募集内容

- **募集期間：4月1日～2月22日**（2月22日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで）
  ※予算の範囲内において先着順です。※当日の消印有効
- **助成額**（1棟当り）

	木造施設の新築・増改築			施設の木質化			
しずおか優良木材等使用量	10～15㎥未満	15～20㎥未満	20㎥以上	2～10㎥未満	10～15㎥未満	15～20㎥未満	20㎥以上
助成額	13万円	21万円	30万円	6万円	13万円	21万円	30万円

2 応募条件

次の条件を**すべて満たす**場合に、応募できます。

【共通の条件】

(1)**自らが居住する目的以外のために、静岡県内において、**木造施設を建築（新築・増改築）すること、
または、施設を木質化すること。（国及び地方公共団体の施設を除く）
なお、対象施設は建築基準法に定める建築物とする。（店舗などの兼用住宅は対象施設に含める）

(2)「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が**3月8日まで**であること。

(3)アンケートや建築現場見学会の開催に協力できること。

(4)施工者の製品購入先が、**静岡県産材証明制度**によって**産地を証明でき**、かつ、**合法性を証明できる業者**であること。

【木造施設の新築・増改築】

(1)**「しずおか優良木材等※」を10㎥以上**使用すること。

(2)「しずおか優良木材等」のうち、**森林認証材※を50%以上**使用すること。

(3)主要構造材（柱、梁桁、トラス、土台）に製材を使用する場合、静岡県産材証明制度によって産地を証明された
JAS機械等級区分構造材用製材を使用すること。（一部でも可）

※しずおか優良木材等とは…●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品または同会が個別に認証した製品
●静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品
※森林認証材とは……●森林認証制度（FSCまたはSGEC）によって、持続可能な管理が行われている森林（森林認証林）から生産された木材を、適切な分別管理を行うCoC認証事業体が加工したことを証明された製品

【施設の木質化】

(1)仕上げ材や、建物と一体になっているデッキ、ルーバー等の外構材などに**「しずおか優良木材等」を2㎥以上**使用すること。

(2)「しずおか優良木材等」のうち、**森林認証材を50%以上**使用すること。

3 応募方法

下記期限までに、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。（最終面参照）

提出書類	木造施設の場合	木質化の場合
(1) 補助金交付申請書（新築・増改築：様式第1号、木質化：様式第2号）	●	●
(2) 木びろい表（新築・増改築：様式10号、木質化：様式11号）	●	●
(3) 現地案内図、各階平面図（写） 木質化は補助対象箇所の平面図（写）	●	●
(4) 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）	●	
(5) 建築確認済証（写）、建築工事届出書（写）、工事請負契約書（写）のいずれか		●
書類提出期限	**木工事着手の2週間前**	**補助対象工事着手の2週間前**

申請から支払いまでの流れ

木工事着手予定の2週間前※

※木質化は補助対象工事着工の2週間前まで

補助金交付申請
施主 → 静岡県森林組合連合会

■提出書類（新築・増改築の場合）
- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 木びろい表（様式第10号）
- 現地案内図、各階平面図（写）
- 建築確認済証（写）または建築工事届出書（写）

■提出書類（木質化の場合）
- 補助金交付申請書（様式第2号）
- 木びろい表（様式第11号）
- 現地案内図、補助対象箇所の平面図（写）
- 建築確認済証（写）、建築工事届出書（写）、工事請負契約書（写）のいずれか

すみやかに

書類の審査
県森連で書類内容を審査

補助金交付決定通知
施主 ← 県森連

上　棟
（※木質化：補助対象工事着工）

現地確認検査

しずおか優良木材等を使った部分の施工完了とは？
新築・増改築の場合
①しずおか優良木材等の使用が"構造材のみ"の場合は、上棟完了時
②しずおか優良木材等の使用が"構造材＋内装材等"の場合は、内装等の施工が完了した時
木質化の場合
①補助対象工事完了時

しずおか優良木材等を使った部分の施工完了

10日以内に

補助金実績報告・請求書の提出
施主 → 県森連
最終受付は3月15日（3月15日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで）

■実績報告提出書類
（新築・増改築または木質化の場合）
- 補助金実績報告書（様式第4号）
- しずおか優良木材製品出荷証明書（様式第6号）
- 県産材販売管理票（写）
- 森林認証材を証明する書類
- 写真（施工途中でしずおか優良木材等が確認できるもの及びしずおか優良木材等を使った部分の施工完了時のもの。また、JAS、JIS製品の場合は、JAS、JISマークを入れること）
- 請求書（様式第7号）

月1回

書類の審査
県森連で書類内容を審査

補助金交付確定通知
施主 ← 県森連

補助金の支払い
施主 ← 県森連

申請に必要な書類（様式）は、静岡県森林組合連合会ホームページをご覧ください。

【URL】http://www.s-kenmori.net/kinoie